

那須塩原市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた者（以下「NPO」という。））等が道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき市内で行う福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）について、その必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、那須塩原市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) NPO等が実施する福祉有償運送に係る法第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）の申請内容に関する事項
- (2) NPO等が実施する福祉有償運送の適正な実施に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 住民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- (4) 栃木運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 市内において現に福祉有償運送を行っているNPO等の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報取扱については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。